

佐賀県告示第三百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十三年十月十一日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

杵島郡白石町大字堤字嘉瀬川三一五二の二、三一五六の二、三一五六の三、三一五六の一九から三一五六の二一まで、三一七四の二、三一七五、三二八五の二、三二八六の二、三二九二の二、三二九四、三二九七の二、三二九八、三三〇八の二、三三一〇、三三一五

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び白石町農村整備課に備え置いて縦覧に供する。）